



# Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2016年8月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 1. 日印社会保障協定:2016年10月1日に発効

インドおよび日本の両政府は2012年11月16日に日印社会保障協定(一部行政手続が未定、以下「本協定」)に署名していたが、今般、口上書(Note Verbale)を交わし、本協定が2016年10月1日に発効すると発表した。

本協定により事業コストが削減されるため、日本およびインドの企業、また個人にとっても朗報といえよう。具体的な内容は以下のとおりである。

- 出向先国での社会保険料免除:本国での社会保険料が継続して支払われ、社会保険加入証明書(certificate of coverage)を取得している場合、出向先国での社会保険料支払は免除される
- 払込期間の通算:年金受給資格等の判定に際し、日本およびインド両国における払込期間が通算される(重複期間は除く)
- 受給国の引継ぎ:どちらの国でも給付金受給が可能

発効日:2016年10月1日

- 日本からインドに出向した社員が日本での社会保険料を継続して支払っている場合、企業はインドの従業員積立基金(Provident Fund)への払込を免除される
- インドの社会保険料を支払った日本人は帰国時に払込額を引き出すことができる
- 日本に職員を出向させているインド企業は、本協定に定める特典を活用できるような駐在員制度を検討する必要がある。日本の社会保障制度のすべてが本協定に規定されているわけではないことに注意が必要である

## 2. 株式の間接譲渡に関する規定<sup>1</sup>

直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes)は、間接的な株式譲渡における株式評価方法、インド課税所得額の算定方法、申告書式およびインド企業が保存すべき文書の詳細を定める規定(以下「本規定」)を

<sup>1</sup> 改正2015年財政法は、外国企業の株式または持分の価値がインドに所在する資産に実質的に由来するとみなされる基準(1億ルピー超かつ当該外国企業が所有する総資産価値の50%以上)を定めている。また、インド企業への報告義務も課された。資産価値算定方法(所得算定方法を含む)に関する規定は実施されているが、政府が定める規定に基づき変更される可能性がある。

公表した。本規定は株式の間接譲渡における公正市場価値 (Fair Market Value: 以下「FMV」) および当該譲渡から生じる所得額の算定方法を明確化するものであるが、複雑で、膨大な文書保存義務をインド企業に課すものでもある。本規定は 2016 年 6 月 28 日に発効する。また、本規定の適用または税務ポジション決定の前にはインドの税務専門家に相談することが望まれる。主要ポイントは以下のとおりである。

#### (1) 外国企業が直接または間接に保有するインド企業資産の FMV の算定<sup>2</sup>

認可取引所に上場しているインド企業株式の譲渡	証券取引所における当該日の観測可能な株価 (observable price) <sup>3</sup> 。複数の取引所に上場している場合は、価格算定期間における取引量が最も多い認可取引所 <sup>4</sup> の観測可能価格
認可取引所に上場しているインド企業株式の譲渡で経営権・支配権が譲渡される場合 <sup>5</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <math>FMV = (A + B) / C</math></li> <li>➢ A = 上場株式の観測可能価格に基づく当該企業の時価総額</li> <li>➢ B = 当該日における当該インド企業の負債簿価<sup>6</sup></li> <li>➢ C = 発行済株式数</li> </ul>
認可取引所に上場していないインド企業株式の譲渡	(独立企業原則に基づく株価評価方法として国際的に認められた評価方法にしたがって) 商業銀行または会計士が算定した FMV と当該算定において考慮された負債額の合計
パートナーシップまたは AOP の持分の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>ステップ 1:</b> 国際的に認められた評価方法に基づき商業銀行または会計士が算定した、パートナーシップまたは AOP の当該日の価格と当該算定において考慮された負債額の合計を計算</li> <li>➢ <b>ステップ 2:</b> ステップ 1 で算定された価格をパートナーまたは構成員で以下の順番で分配: a) 出資額、b) 残額を、パートナーシップまたは AOP の解散に関する契約にしたがって、契約がない場合は利益分配比率にしたがって分配</li> <li>➢ パートナー・構成員の持分の FMV = (a) + (b)</li> </ul>
上記以外の資産の譲渡	商業銀行または会計士 <sup>7</sup> からのレポートに記載する自由市場における価格と当該価格算定において考慮された負債額の合計

#### (2) 外国企業の資産の FMV の算定

非関連者間の株式・持分の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総資産の FMV = A + B</li> <li>➢ A = 株式・持分の譲渡対価総額に基づいて計算された当該外国企業の時価総額</li> <li>➢ B = 適格な投資銀行または会計士が認証した、当該日における外国企業の負債簿価</li> </ul>
----------------	--

2 インドに所在する資産の FMV を算定する際には、インド法人の株式およびパートナーシップもしくは Association of Persons (以下「AOP」) の持分を含め、法人、パートナーシップまたは AOP のすべての資産および事業が、その所在地を問わず、すべて考慮される。

3 上場株式の「観測可能価格」とは、当該日前 6 カ月間に取引所で取引された株式の終値の週最高値と週最低値の平均値と、当該日前 2 週間に当該取引所で取引された株式の終値の週最高値と週最低値の平均値のいずれか高い方の価格である。

4 「商業銀行 (merchant banker)」および「認可取引所 (recognised stock exchange)」の定義は 11U に規定されておりである。

5 「経営権または支配権」には、株式保有、経営権、株主間契約・議決権契約その他に基づき、個人が個別にまたは共同して直接または間接に行使することができる、役員の大半数を任命する権利や経営もしくは方針を支配する権利が含まれる。

6 「負債簿価」とは当該企業の貸借対照表に記載されている負債額から払込資本金、剰余積立金および資本剰余金を除いた額を意味する。

7 「会計士」の定義は、インド所得税法 Section 282(2) の注釈で修正されている。また、外国企業の資産の FMV 算定における、「会計士」には当該外国企業が登録または設立された国の政府が認可した評価者 (またはその代理人) も含まれ、その他一定の条件も規定されている。

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総資産の FMV = A + B</li> <li>➢ A = 上場株式の場合は、取引所における観測可能価格に基づいて計算された外国企業の時価総額。非上場企業の場合は、国際的に認められた評価方法にしたがって商業銀行または会計士が算定した、当該日における外国企業の FMV</li> <li>➢ B = 当該日における外国企業の負債簿価</li> </ul>
-----	---

### (3) インド国内資産に起因する所得額の算定

インド国外で株式・持分が譲渡された場合の、インド国内資産に起因する所得は以下の算式に基づき計算する。

- $A \times B / C$
- A = 株式または持分がインド国内に所在すると仮定した場合に、インド所得税法に従って計算した所得
- B = 本規定に従って計算した、当該日におけるインド国内資産 FMV
- C = 本規定に従って計算した、当該日における総資産 FMV

譲渡企業は、会計士が作成した様式 3CT およびインド国内資産に起因する所得額を証明し、所得分配の根拠を記載する申告書を提出しなければならない。

### (4) Rule 114DB: Section 285A に定める間接譲渡においてインド企業が提出する情報および文書

株式が間接譲渡されたインド企業は、当該間接譲渡に係る「外国企業の株式・持分譲渡」が行われた事業年度末から 90 日以内に様式 49D を提出する。当該譲渡が経営権または支配権を直接または間接に移転する効力を有する場合は、当該譲渡から 90 日以内に通知しなければならない。

インド企業は以下のような情報および文書について保持し、当局から要請があった際には提出しなければならない: 直接的、間接的および究極的な持株会社、インドにおけるグループ企業、持株構造、譲渡契約、譲渡日前 2 年間の当該外国企業の財務諸表、譲渡の決定・実施プロセスに関する情報、当該外国企業に関する情報(事業活動、職員、財務データ、資産等)、資産評価報告書および関係書類、インド国外における納税に関する詳細。インド企業が複数関与している場合、指定を受けたインド法人がこれらの情報を提供すれば他の法人が提出する必要はない。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

[hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp)

マネジャー Pawankumar Kulkarni

[pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800 (代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。